

令和 7 年 9 月
令和 7 年第 5 回 栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 3 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 1 4 号	令和 6 年度栃木市継続費精算報告書	4
報告第 1 5 号	令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	6
報告第 1 6 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業状況報告書の提出について	8
議案第 118 号	令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 119 号	令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 120 号	令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 121 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 122 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 123 号	令和 7 年度栃木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 124 号	栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例 の制定について	9
議案第 125 号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	13
議案第 126 号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第 127 号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第 128 号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 129 号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 130 号	栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 131 号	字の廃止並びに町及び字の区域の変更について	36
議案第 132 号	令和 6 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	39
議案第 133 号	令和 6 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	40
議案第 134 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	41
議案第 135 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	42
認定第 1 号	令和 6 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	43
認定第 2 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	44
認定第 3 号	令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	45

認定第 4 号	令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算 の認定について……………	46
認定第 5 号	令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算 の認定について……………	47
認定第 6 号	令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	48
認定第 7 号	令和6年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について……………	49
認定第 8 号	令和6年度栃木市水道事業会計決算の認定について……………	50
認定第 9 号	令和6年度栃木市下水道事業会計決算の認定について……………	51

報告第 13 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 13 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 7 年 6 月 3 日、栃木市藤岡町富吉地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木県小山市八幡町地内居住者

2 損害賠償の額

2 5 , 7 8 4 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和6年度栃木市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国界支出金	地方債	その他	
2	1	地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）	4	302,005,000	-	271,800,000	30,000,000	205,000
			5	905,985,000	-	815,300,000	50,000,000	40,685,000
			6	226,498,000	-	203,800,000	20,000,000	2,698,000
			計	1,434,488,000	-	1,290,900,000	100,000,000	43,588,000
2	1	都賀総合支所複合施設V2Xシステム整備事業	5	103,994,000	-	93,500,000	-	10,494,000
			6	45,276,000	-	40,700,000	-	4,576,000
			計	149,270,000	-	134,200,000	-	15,070,000
9	1	消防本部車庫整備事業	5	49,930,000	-	44,900,000	-	5,030,000
			6	49,930,000	-	44,900,000	-	5,030,000
			計	99,860,000	-	89,800,000	-	10,060,000

報告第14号

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
116,195,000	-	103,500,000	11,068,000	1,627,000	185,810,000	-	168,300,000	18,932,000	△ 1,422,000
448,912,800	-	404,000,000	24,775,000	20,137,800	457,072,200	-	411,300,000	25,225,000	20,547,200
816,074,200	-	734,300,000	64,157,000	17,617,200	△ 589,576,200	-	△ 530,500,000	△ 44,157,000	△ 14,919,200
1,381,182,000	-	1,241,800,000	100,000,000	39,382,000	53,306,000	-	49,100,000	-	4,206,000
35,200,000	-	31,700,000	-	3,500,000	68,794,000	-	61,800,000	-	6,994,000
91,139,400	-	82,000,000	-	9,139,400	△ 45,863,400	-	△ 41,300,000	-	△ 4,563,400
126,339,400	-	113,700,000	-	12,639,400	22,930,600	-	20,500,000	-	2,430,600
17,991,000	-	15,700,000	-	2,291,000	31,939,000	-	29,200,000	-	2,739,000
76,301,000	-	67,300,000	-	9,001,000	△ 26,371,000	-	△ 22,400,000	-	△ 3,971,000
94,292,000	-	83,000,000	-	11,292,000	5,568,000	-	6,800,000	-	△ 1,232,000

令和7年8月29日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 健全化判断比率

指 標 名 称	数 値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.51%
連結実質赤字比率	—	16.51%
実質公債費比率	8.8%	25.0%
将来負担比率	23.2%	350.0%

2 資金不足比率

会 計 名 称	数 値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%
栃木市栃木インター西 産業団地特別会計	—	20.0%
栃木市平川 産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業状況報告書
の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業状況報告書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者
審査委員会条例の制定について

栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会
条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者
審査委員会条例

(設置)

第1条 栃木市立吹上中学校、栃木市立皆川中学校及び栃木市立寺尾中学校の統合に伴い、栃木市立皆川中学校及び栃木市立寺尾中学校の廃校後の校舎等を利用させる事業者の選定を企画提案方式により実施するに当たり、その選定に係る審査等を行うため、栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 事業者の募集に関する事項
- (2) 事業者の審査及び選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、栃木市立皆川中学校及び栃木市立寺尾中学校の廃校後の校舎等の利用に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体から選出された者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定に係る答申がなされた日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の提案内容、事業遂行能力その他の考慮すべき事項を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部行財政改革推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年栃木市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中１３の項を１４の項とし、１２の項の次に次の１項を加える。

１３ 市長	住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるもの（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第１に次の１項を加える。

１５ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第２の１の項中「ひとり親医療費助成関係情報」の次に「という。」を加え、

「

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。）であって、規則で定めるもの

」

「

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。）であって、規則で定めるもの

に

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」

改め、同表の 2 の項及び 3 の項中

「

重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

改め、同表の 4 の項中

「

ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

改め、同表の 6 の項中

「

障がい者関係情報であって規則で定めるもの

を

「

障がい者関係情報であって規則で定めるもの

に

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

改め、同表の 7 の項中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成
17 年法律第 123 号）による自立支援給付に関する情報（以下「自
立支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成
17 年法律第 123 号）による自立支援給付に関する情報（以下「自
立支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

改め、同表の 9 の項及び 10 の項中

「

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

「

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	に
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

改め、同表の 1 1 の項中

「	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	を
---	--	---

「	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	に
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

改め、同表に次の 1 項を加える。

1 3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則

		で定めるもの
		妊産婦医療費助成関係情報であ って規則で定めるもの
		ひとり親医療費助成関係情報で あって規則で定めるもの
		重度心身障がい者医療費助成関 係情報であって規則で定めるも の
		こども医療費助成関係情報であ って規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって 規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則 で定めるもの

別表第 3 の 4 の項中

「

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

に

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

改め、同表に次の 1 項を加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「行旅死亡人事務」を「行旅死亡人及び変死人に係る事務」に改め、同条第 3 号中「災害応急作業」を「災害応急作業等」に改める。

第 5 条の見出し中「行旅死亡人事務」を「行旅死亡人及び変死人に係る事務」に改め、同条第 1 項中「行旅死亡人事務」を「行旅死亡人及び変死人に係る事務」に、「行旅死亡人が」を「行旅死亡人又は変死人が」に改める。

第 6 条の見出し中「災害応急作業」を「災害応急作業等」に改め、同条第 1 項中「災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「災害の発生又は災害の」を「災害が発生し、又は」に、「場合に、命令により出動し現場における応急作業」を「箇所又はその周辺において行う規則で定める作業」に改め、同条第 2 項中「750 円」を「2,160 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成 22 年栃木市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を

加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量

（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該

加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であ

って当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定

令和8年4月1日

- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前

年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第３６条の３の２第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の栃木市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、栃木市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第

3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 栃木市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第1条 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年栃木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

(栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例)

第2条 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年栃木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

栃木市文化会館条例（平成 22 年栃木市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

栃木市栃木文化会館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の祝日法に規定する休日でない日 (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日
-----------	-----------------------	---

を

」

「

栃木市栃木文化会館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の祝日法に規定する休日でない日 (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日
栃木市大平文化会館	午前 9 時から午後 9 時	(1) 火曜日。ただし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日以後の直

に、

	30分まで	近の祝日法に規定する休日でない日
		(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

」

「

栃木市大平文化会館
 栃木市藤岡文化会館
 栃木市岩舟文化会館

」

「

栃木市藤岡文化会館
 栃木市岩舟文化会館

」

を

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成22年栃木市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第11条中「前条の契約」を「同条の契約」に、「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第12条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

字の廃止並びに町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、別紙変更調書のとおり本市内の字の廃止並びに町及び字の区域の変更をするものとし、その期日は、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日とするものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後
町名	字	地 番	町名
吹上町	野中原	670 の 1 の一部、671 の 1、671 の 2 の一部、672 の 1、672 の 2、673 の 1 の一部、673 の 2、683、684 の 1、686 の 1、686 の 2、686 の 4、688 の 1、688 の 5、688 の 6、689 の 1、690 の 2 及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	吹上町
	新井原	674 の一部、677 の 1 の一部、677 の 2 の一部、678 の一部、679 から 682 まで、682 の 2、694 の 1、695 の 2、869 の 1、869 の 4、870 の 1、871 の 1、871 の 2、890 の 1 から 890 の 3 まで、891 の 1、891 の 2、892 の 1、893、894 の 1、894 の 2、895、896 から 898 までの各一部、899、901 の 1、901 の 2、902 の 1、902 の 2、903 から 905 まで、906 の一部、907 の一部、908、909 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	
	台ノ上	856 から 866 まで、866 の 2、867 の 1、872 の 1、872 の 2、873 の 1、874 から 881 まで、882 の 1、882 の 2、883 から 888 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	
	芝原	889 の 1 から 889 の 3 まで、910 から 912 まで、913 の 1 から 913 の 3 まで、914 の 1 から 914 の 4 まで、915 から 929 まで、964、965 の 1、965 の 2、966 から 979 まで、980 の 1 から 980 の 3 まで、981、982、983 の 1、983 の 2、984、984 の 2、985 から 990 まで、991 の 1、991 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 1000 の 1 に隣接する道路である公有地の全部	
	猿楽	930 から 933 まで、933 の 2、934、934 の 2、935、936、937 から 940 までの各一部、947 の一部、948 から 952 まで、953 の 1、953 の 2、954 の 1、954 の 2、955、956 から 959 までの各一部、961 の 1、961 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	
	新堀	1018、1019 の 1、1019 の 2、1020、1021 の 1、1021 の 2、1022 の 1、1022 の 2、1023、1024 の 1、1024 の 2、1025 から 1029 まで、1030 の 1、1030 の 2、1031 から 1033 まで、1034 の 1、1034 の 2、1035 の 1、1035 の 2、1036 から 1041 まで及びこれらの区域	

		に隣接介在する道路である公有地の全部	
野中町	西原	1183 の 1、1184 の 1、1185 の 1、1186 の一部、1187 の 1、1188 の 1、1188 の 2、1188 の 4、1189 の 2、1190 の 1 の一部、1190 の 2、1191 の 1 の一部、1192 の 1 の一部、1225 から 1228 までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	
吹上町	野中原	670 の 1 の一部、671 の 2 の一部、673 の 1 の一部	野中町
	新井原	674 の一部、675、676、677 の 1 の一部、677 の 2 の一部、678 の一部、896 から 898 までの各一部、906 の一部、907 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	
	猿楽	937 から 940 までの各一部、941 の 1、942 の 1、943 から 946 まで、947 の一部、956 から 959 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	
野中町	西原	1186 の一部、1190 の 1 の一部、1191 の 1 の一部、1192 の 1 の一部、1193 の 1、1193 の 2、1194、1195、1196 の 1、1197 の 1、1198 の 1、1200 の 2、1209 の 1、1215 の 1、1216 の 1、1217 の 1、1218 から 1222 まで、1223 の 1、1224 の 1、1224 の 2、1225 から 1228 までの各一部、1229 の 1、1229 の 4、1230 の 1、1230 の 2、1232 の 1、1234 の 1、1252 の 1、1253 の 1、1255 の 1、1260 の 1、1261 の 1、1262 の 1、1263 の 1 から 1263 の 3 まで、1265 の 1、1266 の 1、1267 の 1、1268、1269、1274 の 2、1275、1276 の 1、1276 の 2、1276 の 4 から 1276 の 7 まで、1276 の 9、1277 から 1283 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	

備考 上記地番は、令和 7 年 6 月 6 日現在の登記情報による。

令和 6 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 3 8 0, 6 3 4, 7 5 2 円のうち 6 6, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、3 1 4, 6 3 4, 7 5 2 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 7 6, 2 4 0, 0 1 5 円のうち 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、4 6, 2 4 0, 0 1 5 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市本町 1 4 番 3 0 号

氏 名 黒川 弘照

生年月日 昭和 4 0 年 1 2 月 1 1 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町金崎 7 4 0 番地 1 5

氏 名 臼井 恭子

生年月日 昭和 3 3 年 3 月 2 8 日

認定第 1 号

令和 6 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和6年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を
求める。

令和7年8月29日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和7年8月29日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出
決算の認定について

令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により
議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を
求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

